

令和6年度報酬改定にかかる届出に関する「よくあるお問い合わせ」

番号	質問	回答
1	報酬改定に係る届出様式はどこからダウンロードできますか。	届出様式につきましては以下のアドレスからダウンロードをお願いします。 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000623142.html#1 同ページの「4. 届出に必要な書類」にあります(1)～(6)の書類をご提出ください。
2	①加算届連絡票内の(5)「介給別紙」とはどの書式でしょうか。提出が必要な書類には含まれていないので、提出が必要か不要かわからない。	報酬改定にかかる変更届については、特別の措置として介給別紙を不要としています。よって、加算届連絡票内の「介給別紙」のチェックは不要です。
3	体制等状況一覧表の異動年月は全て令和6年4月1日でよいですか。	お見込みのとおりです。
4	R6.5.1～の算定内容に変更がない場合は変更届の提出は必要ないという認識でよいですか。	お見込みのとおりです。
5	居宅介護と重度訪問介護をしています。今回加算の変更がない場合は届出は不要ですか。	加算の変更がない場合は届出不要です。
6	体制等状況一覧表の「身体拘束廃止未実施」、「虐待防止未実施」、「業務継続計画未実施」、「情報公表未報告」の項目の「1. なし」、「2. あり」の選択について、実施・報告をしている場合は「1. なし」を選択すればよいのですか。	お見込みのとおりです。
7	報酬改定にかかる届出の期限について、「令和6年4月16日以降の消印の届出は、6月以降に過誤申立により再請求していただきます」と通知されましたが、過誤申し立ての方法を教えてください。	過誤申し立ての方法については大阪市ホームページをご覧ください、不明な点がございましたら障がい支援課(06-6208-7986)へお問い合わせください。 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000460114.html
8	「4月16日以降の消印の届出は、6月以降に過誤申立により再請求」とありますが、この場合、4月提供分の請求は届出を行う改定前の報酬・加算にて5月10日までに請求し、届出により変更を行った場合は、6月以降に過誤申立により再請求するということですか。	お見込みのとおりです。 4月16日以降の消印で変更届をご提出いただいた場合、今回の変更届の内容で4月分を請求いただいても請求エラーとなります。 よって、改訂前(変更届前)の内容で請求をいただき、5月分請求の際に過誤申立により再請求いただく必要がございます。